

27文科初第238号
雇児発0717第11号
平成27年7月17日

各 都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



一時預かり事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「一時預かり事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日雇児発0529第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時預かり事業の実施について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。

一時預かり事業実施要綱

1 事業の目的

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

4 実施方法

(1) 一般型

実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で実施すること。

対象児童

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。

設備基準及び保育の内容

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)第36条の35第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

職員の配置

規則第36条の35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者(以下「保育従事者」という。)

を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。

当該保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員(保育従事者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができること。

また、1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下である場合には、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。)第23条第2項に定める市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めたる者(以下「家庭的保育者」という。)を、保育士とみなすことができる。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

なお、1日当たり平均利用児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

研修

保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とすること。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、平成32年3月31日までの間に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

基幹型施設

土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う施設について、基幹型施設とすることができる。

(2) 幼稚園型

実施場所

幼稚園又は認定こども園(以下「幼稚園等」という。)で実施すること。

対象児童

主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者。

設備基準及び教育・保育の内容

規則第36条の35第2号イ、二及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。

職員の配置

規則第36条の35第2号ロ及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上とすること。

当該教育・保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（教育・保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができること。

研修

保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、平成32年3月31日までの間に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

(3) 余裕活用型

実施場所

下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たないもの。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す

る法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第 22 条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第 28 条、第 31 条及び第 33 条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第 43 条及び第 47 条に規定する事業所内保育事業所。

実施基準

規則第 36 条の 35 各号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。

（４）居宅訪問型

実施場所

利用児童の居宅において実施すること。

対象児童

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児で、以下の要件に該当すること。

ア 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合。

イ ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合。

ウ 離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合。

職員配置

職員の配置は次のとおりとする。なお、家庭的保育者 1 人が保育することができる児童の数は 1 人とする。

ア 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 19 号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 4 に定める研修を修了した保育士等を配置すること。

イ 都道府県又は市町村において、アの研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、家庭的保育者基礎研修を修了した保育士、家庭的保育者認定研修及び基礎研修を修了した者又はこれらの者と同等以上と認められる者であって、アの研修体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者を、当該研修を修了するまでの間（概ね 2 年程度）配置することができることとする。

実施要件

- ア 利用にあたっては、市町村と協議のうえ利用の決定を行うこと。
- イ 一時預かり事業の他の類型を実施することができない場合に実施すること。

(5) 地域密着 型

実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

設備基準及び保育の内容

規則第56条第1号、第4号及び第5号に定める設備及び保育の内容に関する基準に準じて行うこと。

職員の配置

規則第56条第2号及び第3号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置すること。

担当者の数は2人を下ることはできないこと。

また、担当者のうち保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。

研修

保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

5 留意事項

保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成27年2月16日付府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号通知）に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

6 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

また、居宅訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。

7 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(参考)

平成27年度一時預かり実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="434 256 763 288">一時預かり事業実施要綱</p> <p data-bbox="91 373 297 405">1 事業の目的</p> <p data-bbox="85 429 1104 635">保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。</p> <p data-bbox="85 659 1104 805">こうした需要に対応するため、保育所、<u>幼稚園、認定こども園その他の場所</u>において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="91 890 271 922">2 実施主体</p> <p data-bbox="114 946 1104 1034">実施主体は、市町村(特別区<u>及び一部事務組合</u>を含む。以下同じ。)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p data-bbox="91 1118 297 1150">3 事業の内容</p> <p data-bbox="85 1174 1104 1380">家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)について、主として昼間において、保育所、<u>幼稚園、認定こども園</u>その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。</p>	<p data-bbox="1464 256 1794 288">一時預かり事業実施要綱</p> <p data-bbox="1122 373 1317 405">1 事業の目的</p> <p data-bbox="1115 429 2130 635">保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。</p> <p data-bbox="1115 659 2130 805">こうした需要に対応するため、保育所<u>等</u>において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="1122 890 1301 922">2 実施主体</p> <p data-bbox="1144 946 1910 1034">実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p data-bbox="1122 1118 1328 1150">3 事業の内容</p> <p data-bbox="1115 1174 2130 1321">家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。</p>

4 実施方法

(1) 一般型

実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で実施すること。

— 対象児童

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。

— 設備基準及び保育の内容

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

— 職員の配置

規則第36条の35 第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。

当該保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができること。

4 実施方法

(1) 一般型

実施場所

保育所、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で実施すること。

— 設備基準及び保育の内容

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1号、第3号及び第4号に定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

— 職員の配置

規則第36条の35 第2号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。

当該保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該施設の職員（保育従事者とする。）の支援を受けられる場合には、規則第36条の35第2号の規定に基づき保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができること。

また、1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下である場合には、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。)第23条第2項に定める市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者(以下「家庭的保育者」という。)を、保育士とみなすことができる。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

なお、1日当たり平均利用児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

— 研修

保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とすること。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用

また、1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設においては、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の第6の1(1)イに定める者と同等の研修を終了した者を、保育士とみなすことができる。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

なお、1日当たり平均利用児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

— 研修

保育士以外の保育従事者の配置は、子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を終了した者とすること。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」
(以下「ガイドライン」という。)の別添1の1に定める基礎研修
と同等の研修を修了した者。ただし、平成32年3月31日までの間
に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事
業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

基幹型施設

土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を
行う施設について、基幹型施設とすることができる。

(2) 幼稚園型

— 実施場所

幼稚園又は認定こども園(以下「幼稚園等」という。)で実施する
こと。

— 対象児童

— 経過措置

平成25年度において、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付
金(安心こども基金)の運営について」(平成21年3月5日20文科
初第1279号雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労
働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「安心こども基金管理運営
要領」の別添6の10「一時預かり事業の2(5)」に規定する地域密着
型を実施している施設については、当分の間、本事業を実施するこ
とができる。

基幹型施設

土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を
行う施設について、基幹型施設とすることができる。

主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者。

— 設備基準及び教育・保育の内容

規則第36条の35第2号イ、二及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。

— 職員の配置

規則第36条の35第2号ロ及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上とすること。

当該教育・保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（教育・保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができること。

— 研修

保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及びの5（3）

イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、平成32年3月31日までの間に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

(3) 余裕活用型

実施場所

下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たないもの。

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に

(2) 余裕活用型

実施場所

下記の施設等において実施すること。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園のうち、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分及び地方裁量型認定こども園の保育所機能部分

イ 法第39条第1項に規定する保育所

ウ 「小規模保育運営支援事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「小規模保育運営支援事業実施要綱」に規定する小規模保育

エ 「グループ型小規模保育事業の実施について」(平成26年5月29

規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第 43 条及び第 47 条に規定する事業所内保育事業所。

実施基準

規則第 36 条の 35 各号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。

(4) 居宅訪問型

— 実施場所

利用児童の居宅において実施すること。

— 対象児童

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児で、以下の要件に該当すること。

ア 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合。

イ ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合。

ウ 離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合。

— 職員配置

日雇児発 0529 第 20 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別紙「グループ型小規模保育事業実施要綱」に規定するグループ型小規模保育

オ 「家庭的保育事業の実施について」(平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 22 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別紙「家庭的保育事業実施要綱」に規定する家庭的保育

実施基準

実施場所の定員の範囲内において実施すること。

職員の配置は次のとおりとする。なお、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。

ア 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添4に定める研修を修了した保育士等を配置すること。

イ 都道府県又は市町村において、アの研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、家庭的保育者基礎研修を修了した保育士、家庭的保育者認定研修及び基礎研修を修了した者又はこれらの者と同等以上と認められる者であって、アの研修体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者を、当該研修を修了するまでの間(概ね2年程度)配置することができることとする。

― 実施要件

ア 利用にあたっては、市町村と協議のうえ利用の決定を行うこと。

イ 一時預かり事業の他の類型を実施することができない場合に実施すること。

(5) 地域密着型

― 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

— 設備基準及び保育の内容

規則第 56 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に定める設備及び保育の内容に関する基準に準じて行うこと。

— 職員の配置

規則第 56 条第 2 号及び第 3 号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置すること。

担当者の数は 2 人を下ることはできないこと。

また、担当者のうち保育について経験豊富な保育士を 1 名以上配置すること。

— 研修

保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

5 留意事項

保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 27 年 2 月 16 日付府政共生 96 号・26 初幼教第 30 号・雇児保発 0216 第 1 号通知）に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

6 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

5 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができること。

また、居宅訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。

7 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。